

重度障害者対応型共同生活援助事業運営補助

～医療的ケアを必要とする重度障害者への支援体制の拡充を図る～

堺市では、地域における重度障害者の暮らしの場を確保するため、共同生活援助事業所における生活支援員の増員及び看護職員の配置に要する経費を補助しています。

令和3年度は、上記に加え、医療的ケアを必要とする重度障害者への支援体制の拡充を図るため、補助対象に看護資格を有する生活支援員の加配に要する経費を補助します。

【拡充内容】

日常的に医療的ケアが必要である方が安心して暮らせるよう、看護資格を有する生活支援員を加配した場合に補助を行う。

対象者	看護職員配置の補助事業の要件の医療的ケアが必要な方
補助事業者	本市の区域内（以下「市内」という。）に所在する共同生活援助事業所（単一の住居からなるものに限る。）を経営する法人
補助事業の要件	<ul style="list-style-type: none"> ●入居者のうち（※1）医療的ケアが必要な障害者が4人以上であること。 ●入居者の居住時間帯のうち、障害福祉サービス事業指定基準で定められた最低基準を超える人数の生活支援員（（※2）看護資格を有する者）を配置する時間を平均して1日当たり合計4時間以上設けていること。 <p>（※1）看護職員配置の補助事業の要件の医療的ケアが1つ以上必要な障害者 （※2）看護資格を有する者：看護師、准看護師、保健師、助産師</p>
補助基準額	<p>①1日当たり平均4時間以上6時間未満配置している場合：1事業所当たり 260万円（年間）</p> <p>②1日当たり平均6時間以上配置している場合：1事業所当たり 390万円（年間）</p>

問い合わせ先	<p>担当課：健康福祉局 障害福祉部 障害者支援課</p> <p>電話：072-228-7510</p> <p>ファックス：072-228-8918</p>
--------	--